



イギリス(バーミンガム)の足場の例
作業床のないところには手すり、幅木等は付けない



ロンドン繁華街における改修工事の足場
(足場シートにはデザインがされ、景観になじむような工夫がされている。)¹⁰



ロンドン繁華街における改修工事の足場
(足場を内側(歩道)から見ただとところ。天井には照明の装飾がされていた。)¹¹

検討結果

1. 足場からの墜落防止措置等の充実の考え方

(7) 単管足場等
手すり(高さ85cm以上)及びさん(高さ35cm~50cmの位置)を設置する。
(同等の措置を含む。)



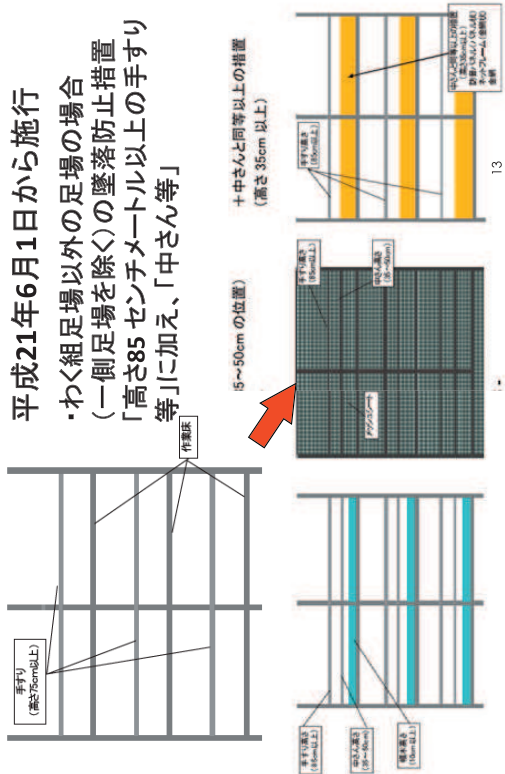
(4) わく組足場
交さ筋かいに、さん(高さ15cm~40cmの位置)又は幅木(高さ15cm以上)を設置する。(同等の措置を含む。)



物体の落下防止関係
幅木(高さ10cm以上)、防網又はメッシュシートを設置する。

労働安全衛生規則(足場等関係)改正

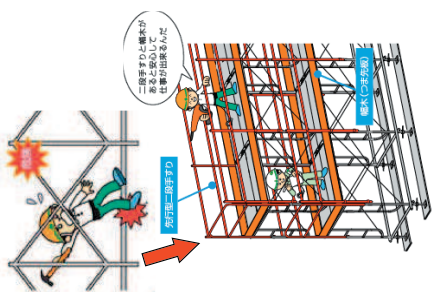
平成21年6月1日から施行
 ・わく組足場以外の足場の場合
 (一側足場を除く)の墜落防止措置
 「高さ85センチメートル以上の手すり
 等」に加え、「中さん等」



13

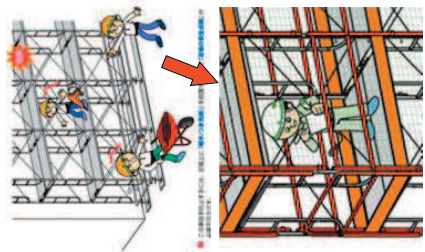
★墜落防止措置

・わく組足場の場合
 「交さ筋かい」に加え、「高さ15センチメートル以上
 40センチメートル以下の位置への下さん」が「高さ
 15センチメートル以上の幅木の設置」(下さん
 等)、あるいは「手すりわりわく」



★物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシー
 ト又は防網(同等の措置を含む。)を新たに設け
 ること



14

足場の安全対策の主要先進国との比較

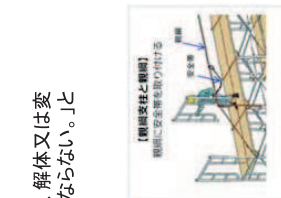
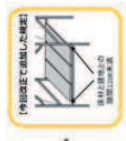
平成21年の規則改正により、日本の足場の安全対策は、国際標準となっている。

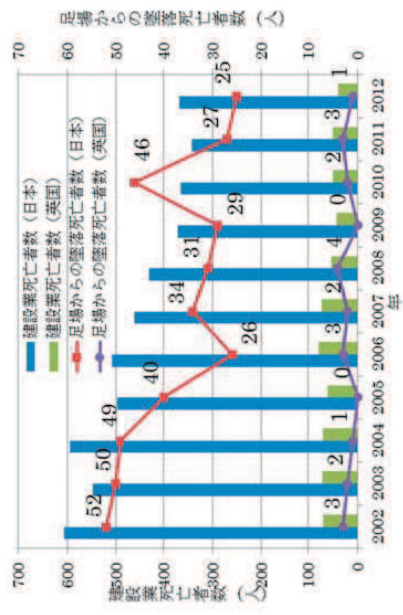
	日本	フランス	ドイツ	イギリス	オランダ	EU規格
法規	労働安全衛生法(昭和50年法律第50号)	労働安全衛生法(1993年法律第40号)	労働安全衛生法(1972年法律第50号)	労働安全衛生法(2002年法律第100号)	労働安全衛生法(1997年法律第100号)	EN10841:2000
区分	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)
足場	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)	高さ10m以上 (中さん等) 高さ10m未満 (中さん等)
安全	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)
構造	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)
材料	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)	手すり 1.5m以上(高さ1.5m以上) 1.5m以下(高さ1.5m以下)

16

更なる改正(平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日から施行)

- (1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加
 足場の組立て等の作業に係る業務を特別教育の対象とする。
- (2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実
 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件を、現行規則(幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下)に加え、「床材と建地との隙間は12cm未満とすること」を追加する。
- (3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実
 「つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。」とされたが、改正後は、
 ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。② 足場材の緊結等の作業を行うときは、幅40cm以上の作業床を設け、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずることとされた。
 (4) 網管足場に係る規定の見直し
 (5) 注文者の点検義務の充実





日英比較 足場からの墜落による死亡者数の推移

17

日本(東京)の足場例



19

韓国(济州島)の足場例



18

日本(東京)の足場例②



20

英国(ロンドン郊外)の足場



21

英国(ロンドン郊外)の足場



ロンドン郊外の戸建て住宅の補修工事における足場(足場を設置した業者名の看板が見える。)

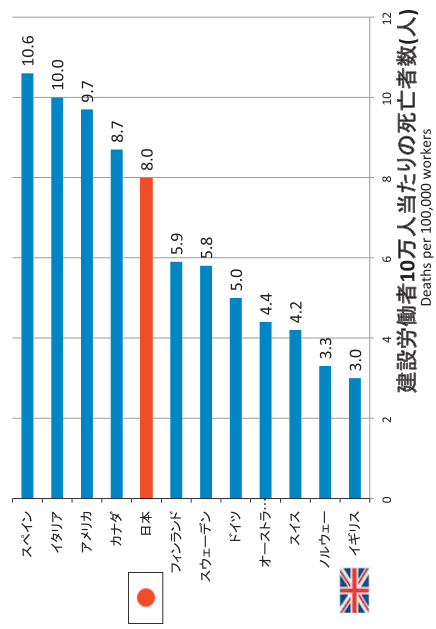
22

ドイツ・ミュンヘン郊外住宅の足場例



23

世界の建設労働者10万人当たりの死者数(2008年)



→ 日本の建設労働災害を減少させる余地がある！?